

新たな開発協力大綱案（2023年大綱案）の概要

I 基本的考え方

2023年4月
外務省国際協力局

1. 策定の趣旨・背景

- 國際社会は**歴史的転換期**にあり、**複合的危機**（①気候変動や感染症等の地球規模課題の深刻化、②自由で開かれた国際秩序への挑戦と分断リスクの深刻化、③これらと連動した途上国の人道危機等）に直面。
- 新興ドナーによる債務持続可能性を軽視した借款は、途上国の成長に繋がらず、**透明かつ公正なルールに基づく協調的な協力**が求められている。
- 民間企業や市民社会等の**多様なアクターとの連携**や**新たな資金動員**に向けた取組がより重要に。
⇒危機の克服のため、価値観の相違等を乗り越えて国際社会が協力することが必要。日本はそれを牽引する立場にあり、**開発協力の役割は一層重要に**。
⇒**外交の最重要ツールの一つである開発協力を一層効果的・戦略的に活用**するため、大綱を改定し、開発協力の新たな方向性を示す。

2. 開発協力の目的

- (1) 開発途上国との対等なパートナーシップに基づき、途上国の開発課題や人類共通の地球規模課題の解決に共に対処し、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の下、**平和で安定し、繁栄した国際社会の形成**に一層積極的に貢献すること。
- (2) 同時に、我が国及び世界にとって望ましい国際環境を整備し、信頼に基づく対外関係の維持・強化を図りつつ、我が国と国民の平和と安全を確保し、経済成長を通じて更なる繁栄を実現するといった**国益の実現**に貢献すること。

I 基本的考え方（続き）

3. 我が国の開発協力がよって立つ基本方針

- (1) 平和と繁栄への貢献：非軍事的協力を堅持し、国際社会の平和と繁栄の確保に積極的に貢献。
- (2) 新しい時代の「人間の安全保障」：指導理念と位置付け。個人の尊厳・自立のための「人への投資」を重視しつつ、様々な主体間の連帯を強化していく。
- (3) 途上国との対話と協働を通じた社会的価値の共創：途上国を対等なパートナーとし、社会的価値の創出（共創）を目指す。価値を日本社会にも環流し、日本経済の成長にもつなげる。
- (4) 包摂性、透明性、公正性に基づく国際的ルール・指針の普及と実践の主導：包摂性、透明性と公正性といった開発協力のルール等の普及と実践を主導していく。

II 重点政策

（1）新しい時代の「質の高い成長」と貧困撲滅

- 「質の高い成長」はますます重要に。脆弱層も含めた「包摂性」、気候変動や債務の「持続可能性」、経済多角化等による「強靭性」を伴う成長に取り組む。
- デジタルや食料・エネルギー安全保障等の課題にも対応（日本企業の進出の観点からも重要なサプライチェーンの強靭化・多様化、重要鉱物の供給先多角化等を通じ、日本経済にも貢献）。

（2）平和・安全・安定した社会の実現、自由で開かれた国際秩序の維持・強化

- 途上国社会の平和・安全等は「質の高い成長」の前提。ガバナンス強化や人道支援・平和構築、海洋保安能力強化等を引き続き行う。特に、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のビジョンの下での取組を進める。

（3）複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導

- 気候変動（途上国緩和・適応の対応能力向上）・環境、保健、防災、教育等の持続可能な開発目標（SDGs）の取組を加速化するとともに、2030年以降の国際的な議論への貢献を目指す。

III 実施

1 効果的・戦略的な開発協力のための3つの進化したアプローチ

- 上記の重点政策等の推進の観点から、**ODAを進化させていくためのアプローチ**を示す。
 - (1) **共創**のための民間、国際機関、公的金融機関、同志国、市民社会等との**連帯**。ODAに係る様々な資金源の拡大を推進。インパクト投資など民間投資を呼び込む「**民間資金動員型** ODA」を導入。
 - (2) 我が国の強みを活かした新たな**オファー型協力**など能動的協力による戦略性の一層の強化。
 - (3) 柔軟な資金協力の実施、民間に合わせた意思決定の迅速化、緊急支援の改善等の**制度の見直し**。

2 開発協力の適正性確保のための実施原則

- 民主化・人権等への注意、非軍事原則、軍事動向への注意、環境との両立を維持しつつ、以下の新原則を導入。
 - (1) 「**債務の持続可能性**」の原則（途上国の債務持続可能性への配慮及びその能力強化）
 - (2) 「**ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会促進・公正性の確保**」の原則

3 実施体制・基盤の強化

- **GNI比0.7%の国際的目標を念頭に置くとともに、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、上記1・2を踏まえ、様々な形でODAを拡充し、開発協力の実施基盤の強化のため必要な努力を行う。**同時に、民間企業やOOFを扱う機関との連携強化を始め、民間資金の動員を促進。
 - (1) **実施体制**：開発協力政策の企画・立案の中核を担う外務省（在外公館を含む）と関係省庁間の連携を強化。外務省の示す政策に沿ってJICAが案件を実施するなど、外務省・JICA間の連携を強化。
 - (2) **人的・知的基盤**：新たな開発分野（DX・GXやファイナンス等）の人材の取り込み・育成促進に産官学で連携。国内外のパートナーの研究機関の間で、政策研究やネットワーク形成を促進する。
 - (3) **社会的基盤**：外務省・JICAが一体となり、地方自治体とも連携しつつ、幅広い国民に意義や成果を説明するとともに海外広報にも積極的に取り組む。**学校教育等の場における開発教育を推進**。

4 開発協力大綱の実施状況に関する報告

- 每年閣議報告される「開発協力白書」において実施状況を明らかにする。